

改正

平成18年6月26日条例第45号

平成19年3月29日条例第12号

平成20年3月26日条例第17号

平成21年3月25日条例第10号

平成22年3月29日条例第16号

平成24年6月28日条例第22号

平成25年9月25日条例第44号

平成25年12月27日条例第64号

平成29年3月24日条例第10号

平成31年3月29日条例第19号

令和元年12月25日条例第21号

安曇野市水道事業給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事、費用の負担区分等（第5条—第13条）

第3章 給水（第14条—第22条）

第4章 水道料金及び手数料（第23条—第32条）

第5章 管理（第33条—第36条）

第6章 貯水槽水道（第37条・第38条）

第7章 補則（第39条）

第8章 罰則（第40条・第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安曇野市水道事業の給水について、料金、給水装置工事の費用負担及び供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 安曇野市水道事業の給水区域は、安曇野市水道事業の設置に関する条例（平成17年安曇野市条例第248号）第2条第2項に定める区域とする。ただし、配水管の布設のない場所（給水を受けようとする者が第8条第2項の規定により工事費を負担するものを除く。）又は工事の施行に支障があると市長が認めたときは、給水をしないことができる。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため配水管から分岐して設け

られた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により設置された消火栓(以下「消火栓」という。)以外のもので消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事、費用の負担区分等

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置を新設、増設、改造、移転、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「給水装置工事」という。)しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込みし、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みに当たり、利害関係人があるときは、その者の同意書等の提出を求めることができる。

(開発等の事前協議)

第5条の2 給水区域内において宅地造成等の開発行為を行う者は、当該開発行為に係る給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ市長に協議し、同意を得なければならない。

(分担金)

第6条 給水装置を新設し、又は給水装置を改造して量水器の口径を増加する場合の分担金の賦課徴収の範囲、分担金の額その他必要な事項は、別に条例で定める。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定工事店」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定工事店が給水装置工事を行うときは、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後速やかに市長のしゅん工検査を受けなければならない。

3 指定工事店の指定及び指定工事店が給水装置工事を施行するに当たって必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置工事の費用負担)

第8条 給水装置工事に要する費用は、第5条第1項の規定により申込みをする者(以下「申込人」という。)が負担する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市がその費用を負担することができる。

2 第2条ただし書の規定による配水管の布設のない場所若しくは工事の施行に支障があると市長が認める場所又は市の布設計画に基づかない配水管を新設する必要がある場所において、配水管を布設して給水を受けようとする者は、市長が別に定める工事費を負担しなければならない。この場合当該配水管は、市に帰属するものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定工事店に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の算出方法)

第10条 市長が行う給水装置工事（第8条第2項の規定により申込人の負担により行う配水管の工事を含む。）の費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 間接経費

(6) 設計費

(7) 事務費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に掲げる費用の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(費用の予納)

第11条 市長に給水装置工事を申込みする者は、当該工事の費用の概算額（第8条第2項の規定により配水管の工事費を負担する場合にあっては当該費用の概算額を含む。）を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の規定により納付した費用の概算額は、工事完成後に清算するものとする。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 市長は、配水管の移転その他やむを得ない理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意が得られなくても、当該工事を施行することができる。この場合当該工事に要する費用は、市が負担する。

(費用の額の減免)

第13条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第8条の規定により申込人が負担する額の一部又は全部を減免することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条

例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 市長は、前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあってもその責めを負わない。

(給水の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(管理人の選定)

第16条 共同住宅内に居住しない所有者又は経営者その他で市長が必要と認めた者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(量水器の設置)

第17条 量水器は、市長が給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。ただし、市長が量水器の設置の必要がないと認めたときは、設置しないことができる。

- 2 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の給水装置に量水器を設置することができる。ただし、次のいずれかに該当するときは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）の負担により設置させることができる。

(1) 1使用箇所にて2個以上の量水器を必要とするとき。

(2) 受水槽以下に量水器を必要とするとき。

- 3 給水量は、量水器により計量する。

(量水器の貸与)

第18条 量水器は、水道利用者等に貸与し、保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために量水器を滅失又は損傷したときは、市長が定める損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道利用者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 水道の用途を変更するとき。

(3) 消防演習に消火栓及び私設消火栓を使用するとき。

- 2 水道利用者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 消防用に消火栓及び私設消火栓を使用したとき。

(消火栓及び私設消火栓の使用)

第20条 消火栓及び私設消火栓は、消防用又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 消火栓及び私設消火栓を消防演習に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状あるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

第4章 水道料金及び手数料

(水道料金の徴収)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金の額)

第24条 料金の額は、別表に定める用途及び口径により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 第16条第1項の規定に該当し、かつ、その用途が主として家事用であると市長が認めた共同住宅等の料金は、第17条第2項に該当し、市長と別に定める契約をした場合、各戸に前項の規定による一般用口径別の料金を適用して得た額とする。この場合、受水槽の手前に設置した量水器の基本料金は、徴収しない。

(料金の算定)

第25条 市長は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日（以下「定例日」という。）に量水器の点検を行い、その計量した使用水量をもって料金の額を算定する。

- 2 市長は、やむを得ない理由があるときは、前項の定例日を変更することができる。

(使用水量の認定)

第26条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 量水器に異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 定例日から次の定例日までの間の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が16日に満たないときは、使用水量が基本水量の2分の1までは基本料金の2分の1の額とし、基本水量の2分の1を超える分については、別表の従量料金を加算する。
- (2) 使用日数が15日を超えるときは、1月とみなして算定する。
- 2 定例日から次の定例日までの間の中途において口径又は用途を変更したときの料金は、その使用日数の多い口径又は用途の料金によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径又は用途の料金によって算定する。
- 3 臨時用の料金算定は、使用期間30日までを1月とみなして算出する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、市長が2月分をまとめて徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、随時徴収することができる。

(料金の前納)

第29条 水道を使用しようとする者で市長が必要と認めた者は、給水装置の使用申込みの際、概算料金を前納しなければならない。

(手数料)

第30条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 給水装置工事に係る申請又は申込みがあったとき(軽微な工事で別に定めるものを除く。)
 - ア 給水装置工事申込み 1件につき 5,000円
 - イ 給水装置しゅん工検査申請 1件につき 10,000円
- (2) 給水装置工事事業者の指定に係る申請があったとき。
 - ア 指定給水装置工事事業者指定申請 1件につき 10,000円
 - イ 指定給水装置工事事業者更新申請 1件につき 10,000円
- (3) 給水台帳複写の申請があったとき 1枚につき 300円
- (4) 地図の複写等の申請があったとき。
 - ア A3を超えるもの 1枚につき 200円
 - イ A3以下のもの 1枚につき 20円
- (5) 諸証明に係る申請があったとき 1件につき 300円

(督促及び延滞金)

第31条 料金を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金については、安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(平成17年安曇野市条例第86号)の定めるところによる。

(料金、手数料等の減免)

第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用の一部又は全部を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査)

第33条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対

し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定工事店の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 市長は、次のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 分担金、工事費、修繕費、料金又は手数料を期限内に納入しないとき。

(2) 正当な理由がなく第25条に規定する使用水量の計量又は第33条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行い、又は給水装置を使用したとき。

(4) 給水装置に汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第36条 市長は、次のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が3月以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道の市の責務)

第37条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告をすることができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第38条 貯水槽水道のうち、簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第8章 罰則

(過料)

第40条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料に処することができる。

- (1) 第5条第1項の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第17条の量水器の設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する措置)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊科町水道事業給水条例（平成10年豊科町条例第11号）、穂高町営水道給水条例（平成10年穂高町条例第15号）、三郷村水道事業給水条例（平成10年三郷村条例第12号）、堀金村水道事業給水条例（平成10年堀金村条例第8号）又は明科町営水道条例（平成10年明科町条例第14号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料及び手数料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年6月26日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年7月検針分として8月に徴収する料金（別荘用の基本料金を除く。）までは、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の別表の2の規定は、第27条第1項及び第2項に定める場合における料金の算定においては、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成20年8月検針分として9月に徴収する料金までは、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の別表の1及び別表の4の規定は、第27条第1項及び第2項に定める場合における料金の算定においては、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成21年3月25日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 豊科水道事業、堀金水道事業及び明科水道事業の平成22年8月検針分として9月に徴収する料金並びに穂高水道事業及び三郷水道事業の同年7月検針分として8月に徴収する料金までは、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の別表の2の規定の適用については、同表の2中「1年につき21,000円」とあるのは「1,750円」とし、同年5月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。）から7月の定例日までの間の同表の2の適用については、同表の2中「120」とあるのは「10」と、「121m³以上360m³」とあるのは「11m³以上30m³」と、「361m³」とあるのは「31m³」とする。

（適用）

- 3 この条例による改正後の別表の規定は、第27条第1項及び第2項に定める場合における料金の算定においては、豊科水道事業、堀金水道事業及び明科水道事業は平成22年9月1日から、穂高水道事業及び三郷水道事業は同年8月1日から適用する。

附 則（平成24年6月28日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の安曇野市水道事業給水条例別表の規定は、平成25年3月検針分として4月に徴収する料金から適用し、同年1月検針分として2月に徴収する料金までは、なお従前の例による。ただし、同条例第27条第1項及び第2項に定める料金の算定においては、同年2月1日から適用する。

附 則（平成25年9月25日条例第44号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安曇野市水道事業給水条例第31条の規定は、施行日以後に納期限が到来するものに係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第64号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安曇野市水道事業給水条例別表の規定は、平成26年6月の検針に係る料金から適用し、同年5月の検針に係る料金までは、なお従前の例による。ただし、同年4月1日以後に水道の使用を開始した場合に係る同条例第27条第1項に定める料金の算定においては、同日から適用する。

附 則（平成29年3月24日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条による改正後の別表の規定は、平成31年12月の量水器の点検に係る料金から適用し、同年11月までの点検に係る料金は、なお従前の例による。ただし、同年10月1日以後に水道の使用を開始した場合に係る同条例第27条第1項に定める料金の算定においては、同日から適用する。

附 則（令和元年12月25日条例第21号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第24条、第27条関係）

用途	口径 (mm)	基本料金（1月につき）		従量料金（1m ³ につき）
		基本水量 (m ³ まで)	金額	
一般用	13	7	1,436円	使用水量8m ³ 以上10m ³ まで 44円
	20		2,486円	
	25		3,423円	
	30		4,472円	
	40		6,152円	
	50		10,338円	
	75		20,819円	
	100		36,535円	
	150		73,201円	
	150を超えるもの		市長が別に定める。	
公衆浴 場用	20	200	9,014円	45円
	40		14,514円	
臨時用	全口径	10	6,600円	550円